

## 公共交通機関の運休等に伴う臨時措置について（お知らせ）

愛媛県立内子高等学校

- 1 自然災害等により公共交通機関（JR）に運休・遅延が生じた場合は、始業を遅らせたり臨時休業にしたりする場合があります。その場合は、決定次第、ホームページ・マチコミ・Classi に記載する。
- 2 JR通学生は、次のように対応する。
  - （1）登校時に自分が利用している区間のJRが動いていない場合は、「自宅待機」とする。運転が再開した場合は、できるだけ早い便で登校する。
    - ※「自宅待機」…いつでも登校できる状態で待機しておくこと。
  - （2）12時(正午)を過ぎても運転が再開されず、他に登校手段がない場合は、自宅学習とする。
  - （3）上記（1）・（2）による遅刻・欠席については、連絡の必要はないので、学校に問い合わせをしないこと。
  - （4）上記（1）・（2）による遅刻・欠席については、「公欠扱い」とする。
    - ※「公欠扱い」…やむを得ない事由による遅刻・欠席は、遅刻・欠席としないこと。
- 3 JR以外の公共交通機関を利用している生徒や、特別な事情がある生徒は個別に対応する。その場合は、学校に連絡すること。